

令和4年度における九州地区の景品表示法の運用状況等

令和5年6月22日
公正取引委員会事務総局
九州事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和4年度における九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局九州事務所（以下「九州事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為をした事業者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和4年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が3件の計4件であった（令和4年度の処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
表示事件	5	1	0	0	9	3	14	4
景品事件	0	0	(注)	(注)	0	0	0	0
合 計	5	1	0	0	9	3	14	4

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電話 092-431-6031（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

2 表示事件

令和4年度に処理した表示事件は4件で、その内訳をみると、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が1件、有利誤認（景品表示法第5条第2号）が3件であった。

また、サプリメントの成分の含有量に係る不当表示について、九州事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	0	0	8	0	8	1
有利誤認 (第5条第2号)	5	0	0	0	3	3	8	3
第5条第3号に基づく告示 (第5条第3号)	0	0	(注2)	(注2)	2	0	2	0
合 計 (延べ数) (注1)	5	1	0	0	13	3	18	4

(注1) 関係法条が二つにわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

(注2) 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和4年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講すべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和4年度に、九州事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は3件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和4年度に、九州事務所において受け付けた相談件数は306件であった。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②食品表示に関する相談、③二重価格表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和4年度において、事業者団体等が開催する講習会に計3回講師を派遣した。ま

た、長崎市（令和5年2月）において、一般消費者等を対象にセミナーを開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、鹿児島県奄美市（令和4年6月）、宮崎県延岡市（同年8月）、福岡県大川市（同年9月）、長崎県五島市（同月）及び北九州市（同年11月）において開催されたセミナーに計5回講師を派遣した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講師派遣の実施にも取り組んでいる。

3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和4年5月及び11月）に参加し、景品表示法違反被疑事件への厳正な対応等について情報共有を図るとともに、熊本市において開催された「九州地域食品表示監視連絡会議」（同年11月）に参加し、不適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、九州地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

また、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（九州・沖縄ブロック）」（令和4年11月）、福岡県の観光土産品公正取引協議会が主催する認定審査会（同月）及び全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会が主催する試買検査会（同月）に出席して意見交換を行うなど、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

令和4年度の処理事件

1 措置命令（優良誤認（景品表示法第5条第1号））

事件名	事件概要																						
リプサ株式会社に対する件 (R 4.5.24)	<p>リプサ株式会社は、「ラクトフェリン濃縮物加工食品」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和3年4月23日に、例えば、「サプリメント専門店リプサ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「主成分値2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、あたかも、本件商品2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品には、2カプセル（500mg）当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。</p> <p>【表示例】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td><td>ラクトフェリン濃縮物加工食品</td></tr> <tr> <td>商品名</td><td>ラクトフェリン 約1か月分 C-302</td></tr> <tr> <td>内容量</td><td>15g(250mg×60カプセル)</td></tr> <tr> <td>召し上がり方</td><td>1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください</td></tr> <tr> <td>原材料</td><td>ラクトフェリン濃縮物(乳由来：ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)</td></tr> <tr> <td>主成分値</td><td>2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg</td></tr> <tr> <td>保存方法</td><td>直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください</td></tr> <tr> <td>賞味期限</td><td>1年 ※商品よっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。</td></tr> <tr> <td>広告文責</td><td>リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市義舛南浦2679</td></tr> <tr> <td>メーカー(製造者)</td><td>リプサ株式会社 (0120-215-470)</td></tr> <tr> <td>区分</td><td>日本製健康食品</td></tr> </tbody> </table> <p>※体調、体质により成分が合わない場合がございます。その場合は、量を減らして頂くか使用を中止してください。 ※原材料表示をご確認の上、食品アレルギー体质のある方はお召し上がりにならないで下さい。 ・食生活は、「主食」「主菜」「副菜」を基本に食事のバランスを！ ・パッケージデザイン等は予告なく変更されることがあります</p> <p>(詳細については令和4年5月24日報道発表資料「リプサ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12302202/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220524kyushu.html</p> 	名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品	商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302	内容量	15g(250mg×60カプセル)	召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください	原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来：ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)	主成分値	2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg	保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください	賞味期限	1年 ※商品よっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。	広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市義舛南浦2679	メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)	区分	日本製健康食品
名称	ラクトフェリン濃縮物加工食品																						
商品名	ラクトフェリン 約1か月分 C-302																						
内容量	15g(250mg×60カプセル)																						
召し上がり方	1日2カプセルを目安に水またはぬるま湯などでお召し上がりください																						
原材料	ラクトフェリン濃縮物(乳由来：ドイツ製造)/デキストリン、HPMC、ゲル化剤(腸溶性カプセル)																						
主成分値	2カプセルあたり目安：ラクトフェリン濃縮物300mg																						
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、涼しいところに保管してください																						
賞味期限	1年 ※商品よっては原料由来の為、製造時期により色合いが多少異なる場合がございます。																						
広告文責	リプサ株式会社 〒895-2813鹿児島県伊佐市義舛南浦2679																						
メーカー(製造者)	リプサ株式会社 (0120-215-470)																						
区分	日本製健康食品																						

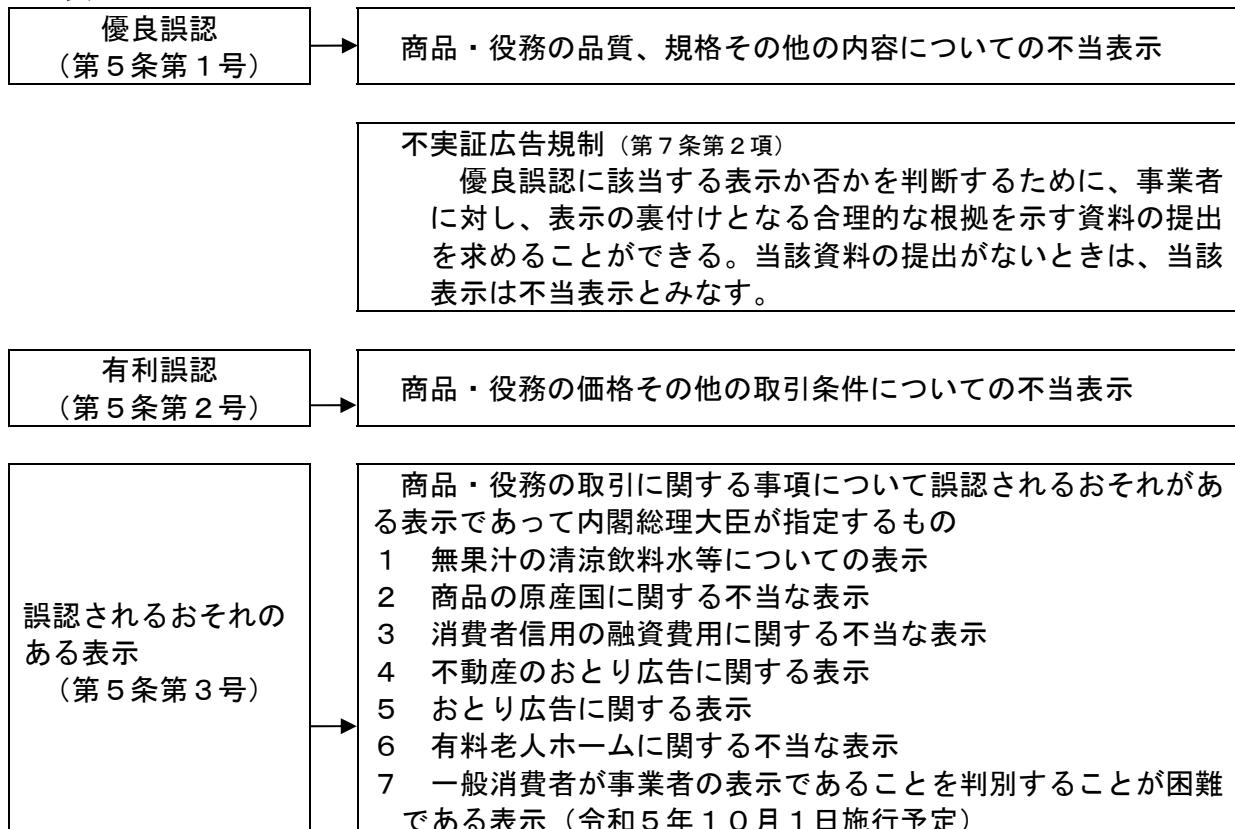
2 指導事件（有利誤認（景品表示法第5条第2号））

事件概要
A社は、脱毛施術（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、半年で12回全身脱毛ができる、全身脱毛 月額〇〇円 初月〇円等と表示することにより、あたかも、本件役務は6か月で完了するものであって、本件役務の対価の総額は、月額〇〇円の6か月分相当額である△△円であり、さらに、本件役務に係る初月の月額料金相当額を無料とするかのように表示していたが、実際には、本件役務の対価の総額は△△円を上回る額であり、また、初月の月額料金相当額を無料とするものではなかった。
B社は、お中元商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて、ご成約特典 〇〇円相当福袋引換券等と表示し、あたかも、本件商品を購入すれば、もれなく〇〇円相当の景品類が提供されるかのように表示していたが、実際には、当該景品類は本件商品を△△円分以上購入した者に対して提供されるものであった。
C社は、ペットボトル飲料（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、店頭POPにおいて、〇〇円と表示することにより、あたかも、本件商品を〇〇円で販売するかのように表示していたが、実際には、〇〇円より高い価格で販売していた。

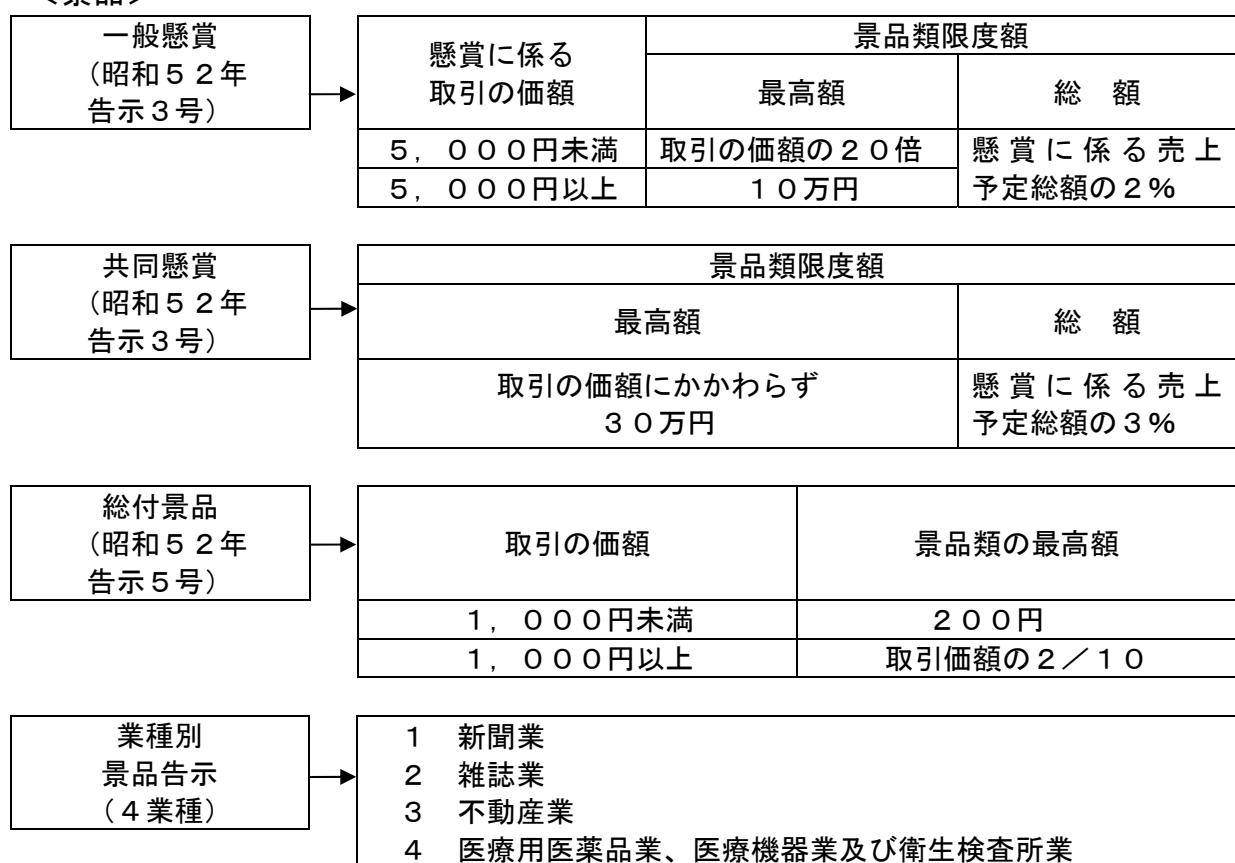
（注）指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。